

**令和 8 年度沖縄県社会福祉施設整備費補助金（障害児者福祉施設）  
協議対象事業募集要項**

**1 事業概要**

沖縄県が、国庫補助事業（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、沖縄振興公共投資交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金）を活用して、社会福祉法人等が実施する障害児及び障害者福祉施設の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する事業です。

※ 那覇市内の施設については、中核市の那覇市にお問い合わせください。

**2 事業の審査**

- (1) 障害福祉の趣旨を十分に理解し健全で安定した施設運営が可能であること。  
既存の法人が行う場合については、現在の施設の運営が良好であること。  
また、新設法人が行う場合については、理事や施設長就任予定者が社会福祉事業の経験者や社会福祉に理解を持つ者であること。
- (2) 資金計画（初期及び運営時の資金収支等）の見通しが明確であること。
- (3) 総事業費（土地に関するものを除く）の 10%以上が現有資金（借入金を除く）及び寄附金をもって確保されていること。
- (4) 整備対象建物は根抵当権を設定しないものとし、原則、整備主体の自己所有物件とする。  
また、面積、形状、進入路、給排水方法、各種開発関係法令（都市計画法、農地法等の制限区域内の場合は事前に所管部局と十分に協議しておくこと。）の観点から施設整備に問題がないこと。
- (5) 施設整備計画が、建築基準法、消防法及び指定障害福祉サービス事業の設置基準等に適合していること。  
また、沖縄県福祉のまちづくり条例及び同施行規則で求める基準を満たすこと。
- (6) 地域住民への説明を行っていること。
- (7) (6)を踏まえた所在地市町村長の意見を得ていること（日照、騒音、浄化設備等、地域住民への対応等）。
- (8) 過去 3 年間の法人の決算において損失が発生していないこと。
- (9) 募集期間の最終日において、直近 3 年間の国税及び地方税を滞納していない法人であること。
- (10) 法人の役員又は役員予定者に、沖縄県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの本と密接な関係を有する者がいないこと。
- (11) 施設建設計画に関して、法人内の理事会・役員会等の承認を得ていること。
- (12) 既存施設の建替等の場合、利用者等へ説明を行う等、継続利用ができるよう適切な対応が取られていること。

**3 事業の選定**

法人から提出のあった整備計画（事前協議書）について、必要性・緊急性や国・県等との施策との整合性、確実性・公平性等の観点から、優先順位をつけ、総合的に協議対象事業を選定

します。

県が選定した事業は、国庫補助協議を行います。国との協議の結果、国庫補助金交付対象事業として採択されなかった場合は、県は当該事業を不採択とします。

法人格を備えていれば事前協議は可能ですが、選定にあたっては、公益性の高い法人が優先されます。

※ 同一年度に同一法人の複数事業を選定することはできません。

#### 4 留意事項

(1) 既に整備に着手（契約など）している事業は対象外です。

(2) 対象事業は、整備計画が単年度（工期がおおよそ令和8年8月～令和9年3月中旬までの間）のものとし、令和9年3月中に法人での完成検査、建築基準法や消防法上の検査、県の完成検査が終わる見込みのものとします。

(3) ヒアリングには、必ず法人担当者が出席してください。

(4) 必要に応じて追加書類の提出や確認等を求めることもあります。

期限内に追加書類の提出や確認への回答がいただけない場合又は連絡がつかない場合、審査対象外となることがあります。原則として、軽微な変更を除き、提出した整備計画（事前協議書類）の内容の変更は認めません。

(5) グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあつては1の共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものが補助の対象となります。

(6) 既存施設のスプリンクラー設備等整備については、整備区分「スプリンクラー設備等整備」や「大規模修繕等」があるため、

- ・ 「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・ 「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第442号こども家庭庁成育局長通知）
- ・ 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・ 「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知）

など、関係通知を充分に確認して下さい。また、事業概要等には、法令上の設置義務の有無、基準額及び算定式なども含めて詳細に記載してください。

(7) 補助事業により整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、処分制限等がかかるため、厳守してください。また、今回の整備計画において、国や県等から補助を受けた施設については、抵当権設定や取壊し等を行う場合、別途、財産処分の手続きが必要になるので、あらかじめご留意ください。

(8) 設計費用など書類等作成にかかる費用は、全て応募者負担となります。

(9) 提出された書類は、返却しません。

(10) 虚偽の記載をした書類を提出した場合、必要事項の記載がない場合、また大幅な不備・不足がある場合は、受付不可となります。

- (11) 整備計画（事前協議書等）を提出した後、辞退する場合は、県へ速やかに辞退届（様式は任意）を提出して下さい。県で事業が選定された後などに、事業の中止等がある場合は、県全体としての国庫協議等へも大きな影響を及ぼすため、留意してください。
- (12) 社会福祉審議会社会福祉施設専門分科会で承認を得た事業は、予算の範囲内で国庫補助協議の対象となります。
- (13) 厚生労働省との国庫補助協議の対象となる事業については、ホームページで公表します。
- (14) 補助金交付対象事業として採択された場合には、国の交付要綱に基づき、県が行う契約手続き（入札等）に準じて行うことになります。
- (15) 整備計画には、整備を予定している市町村が策定する障害福祉計画との整合性等が図られていること等が必要となります。そのため、市町村の障害福祉担当課に事業計画を説明し、意見書の提出を依頼してください。

## 5 主なスケジュール（予定）

|             |                                                               |
|-------------|---------------------------------------------------------------|
| 令和7年5月      | 県へ令和8年度事前協議書を提出                                               |
| 令和7年5月～10月  | 県で事業の審査（ヒアリング・現地調査等）                                          |
| 令和7年10月～11月 | 社会福祉施設整備計画調整会議及び社会福祉審議会社会福祉施設専門分科会での審査                        |
| 令和7年12月     | （県で選定された事業のみ）補助金の申請書類を提出                                      |
| 令和8年1月      | 補助金申請書類の確認                                                    |
| 令和8年3月      | 国（厚生労働省本省、こども家庭庁）から県へ事前の協議額調査                                 |
| 令和8年3月      | 国（九州厚生局、こども家庭庁）における県ヒアリング                                     |
| 令和8年3月～4月   | 県から国（九州厚生局、こども家庭庁）へ国庫補助協議書の提出                                 |
| 令和8年6月～7月   | 国（九州厚生局、こども家庭庁）から県へ内示                                         |
|             | ※ <u>ここで補助金事業の採択・不採択が決定します。</u>                               |
|             | <u>事業が採択された場合、補助金額の上限も決定します。（内示額が補助金額の上限額を大きく下回る場合があります。）</u> |
| 令和8年7月～8月   | 補助金の交付申請書を作成・提出                                               |
| 令和8年8月～9月   | 補助金の交付決定                                                      |
| 令和8年8月、9月   | 工事の契約及び着工、各種届の提出                                              |
| 令和9年3月中旬頃   | 工事完了・検査、補助金の事業実績報告書の提出                                        |
| 令和9年4月～5月   | 補助金の額の確定、支払                                                   |

## 6 整備区分及び整備内容

### (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び沖縄振興公共投資交付金

| 整備区分         | 整備内容                                                                                                                                                                                                              |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 創設           | 新たに施設を整備すること。                                                                                                                                                                                                     |
| 増築           | 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。                                                                                                                                                                                        |
| 改築           | 既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。                                                                                                                                                                                 |
| 大規模修繕等       | 既存施設等について平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」、平成 28 年 11 月 18 日社援発第 1118 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」及び「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（社会福祉施設等施設整備に関する事業）」により整備をすること。 |
| スプリンクラー設備等整備 | 平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。                                                                                                                       |
| 老朽民間社会福祉施設整備 | 社会福祉法人が設置する施設について平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。                                                                                                                     |
| 避難スペース整備     | 平成 25 年 2 月 26 日障発 0226 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。                                                                                                      |

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金

| 整備区分         | 整備内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 創設           | 新たに施設を整備すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 大規模修繕等       | <p>既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</li> <li>・その他必要と認められる上記に準ずる工事</li> </ul> |
| 増築           | 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 増改築          | 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 改築           | <p>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p> <p>耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 拡張           | 既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| スプリンクラー設備等整備 | 令和5年8月22日こ成事第422号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 老朽民間児童福祉施設整備 | 社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 防犯対策強化に係る整備  | 令和5年8月22日こ成事第429号こども家庭庁成育局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 避難スペース整備     | 令和5年8月22日こ成事第427号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

## 7 補助対象事業と整備区分

### (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び沖縄振興公共投資交付金

| 整備区分<br>補助対象事業所 | 創設 | 増築 | 改築 | 大規模修繕等       | スプリ<br>ンク<br>ラ<br>ー<br>設<br>備<br>等<br>整<br>備 | 老朽民間<br>社会福祉<br>施設整備 | 避難ス<br>ペース<br>整備 |
|-----------------|----|----|----|--------------|----------------------------------------------|----------------------|------------------|
| 療養介護事業所         | ○  | ○  | ○  | ○<br>(一括交付金) | ○                                            | 社                    | ○                |
| 生活介護事業所         | ○  | ○  | ○  | ○<br>(一括交付金) | ○                                            | 社                    | ○                |
| 自立訓練事業所         | ○  | ○  | ○  | ○<br>(一括交付金) | ○                                            | 社                    | ○                |
| 就労移行支援事業所       | ○  | ○  | ○  | ○<br>(一括交付金) | ○                                            | 社                    | ○                |
| 就労継続支援事業所       | ○  | ○  | ○  | ○<br>(一括交付金) | ○                                            | 社                    | ○                |
| 障害者支援施設         | ◆  | ◆  | ◆  | ◆<br>(一括交付金) | ◆                                            | 社                    | ◆                |
| 居宅介護事業所         | ○  | ○  | ○  | —            | —                                            | —                    | —                |
| 重度訪問介護事業所       | ○  | ○  | ○  | —            | —                                            | —                    | —                |
| 同行援護事業所         | ○  | ○  | ○  | —            | —                                            | —                    | —                |
| 行動援護事業所         | ○  | ○  | ○  | —            | —                                            | —                    | —                |
| 短期入所事業所         | ○  | ○  | ○  | ○<br>(一括交付金) | ○                                            | —                    | ○                |
| 就労定着支援事業所       | ○  | ○  | ○  | —            | —                                            | —                    | ○                |
| 自立生活援助事業所       | ○  | ○  | ○  | —            | —                                            | —                    | ○                |
| 共同生活援助事業所       | ○  | ○  | ○  | ○            | —                                            | —                    | ○                |
| 相談支援事業所         | ○  | ○  | ○  | —            | —                                            | —                    | —                |

○・・・障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等）

◆・・・地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）

一括交付金・・・沖縄振興公共投資交付金

社・・・社会福祉法人

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金

| 整備区分<br>補助対象事業所 | 創設、増築、<br>改築、増改築、<br>拡張 | 防犯対策<br>強化に係<br>る整備 | 大規模修<br>繕等 | スプリン<br>クラー設<br>備等整備 | 老朽民間<br>社会福祉<br>施設整備 | 避難ス<br>ペース<br>整備 |
|-----------------|-------------------------|---------------------|------------|----------------------|----------------------|------------------|
| 児童発達支援事業所       | ◎                       | ◎                   | ◎          | ◎                    | 社                    | ◎                |
| 放課後等デイサービス事業所   | ◎                       | ◎                   | ◎          | ◎                    | 社                    | ◎                |
| 居宅訪問型児童発達支援事業所  | ◎                       | ◎                   | ◎          | ◎                    | 社                    | ◎                |
| 障害児入所施設         | ☆                       | ☆                   | ☆          | ☆                    | 社                    | ☆                |
| 児童発達支援センター      | ◎                       | ◎                   | ◎          | ◎                    | 社                    | ◎                |
| 保育所等訪問支援事業所     | ◎                       | ◎                   | ◎          | ◎                    | 社                    | ◎                |
| 障害児相談支援事業所      | ◎                       | ◎                   | ◎          | ◎                    | 社                    | ◎                |

◎・・・児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等）

☆・・・社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人

社・・・社会福祉法人

## 8 補助金額等の概要

※ 現時点では、令和8年度以降の国庫補助基準額等が示されていないので、令和7年度社会福祉施設等施設整備費補助金国庫補助金交付要綱、令和3年度沖縄振興公共投資交付金(社会福祉施設等施設整備に関する事業)、令和5年度次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱及び関係通知を参照して下さい。

### (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び沖縄振興公共投資交付金

#### ア 補助金額

補助金額は上限額であるため、事業採択されても国及び県の予算により、大幅に下回る場合があります。また、補助金額は千円未満切り捨てとなります。

- ① 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備  
国庫補助基準単価と補助対象経費に補助率を乗じた額を比較して少ない方の額
- ② 大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備  
国が必要と認めた額と補助対象経費を比較して少ない方の額に補助率を乗じた額

#### イ 補助率

補助率は、補助対象となる事業所により異なります（国の財政上の特別措置：沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業とし定められた対象施設の種類により、下記の①のように補助率の嵩上げあり。）。

- ① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、障害者支援施設の場合  
補助率5／6（国4／6、県1／6）
- ② 上記①以外の施設の場合  
補助率3／4（国2／4、県1／4）

※ 上記の補助率は、今後変わる可能性があります。

#### ウ 補助対象経費

補助対象経費は、次の①と②の合計額になります。

- ① 施設本体の整備にかかる工事費（総事業費ではなく、補助対象外経費を除いた額。）
- ② 工事事務費（設計・監理料等）…①の2.6%の金額が上限額

※ 工事事務費とは、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいう。

#### エ 補助対象外経費

次の経費は補助対象外となり、設置者の自己負担となります。

- ① 外構工事（建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、造園植栽、外灯等）
- ② 土地の買収又は整地に要する費用
- ③ 既存建物の買収に要する費用
- ④ 職員の宿舍に要する費用
- ⑤ 備品関係（机、椅子、パソコン、電話、テレビ、消火器、浴室のビニールカーテン等）
- ⑥ 施設の設計に影響を及ぼさない設備、施設に固着していない設備
- ⑦ 不動産登記関係手数料
- ⑧ 各種申請手続費（電力会社、水道局、消防署等）
- ⑨ その他施設整備費として適当と認められない費用等（租税公課、借地料等）

## (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金

### ア 補助金額

補助金額は上限額であるため、事業採択されても国及び県の予算により、大幅に下回る場合があります。また、補助金額は千円未満切り捨てとなります。

- ① 創設、増築、改築、増改築、拡張、防犯対策に係る整備、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備及び避難スペース整備  
交付基礎額と補助対象経費を比較して少ない方の額に補助率を乗じた額

### イ 補助率

補助率は、補助対象となる事業所により異なります（国の財政上の特別措置：沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条に規定する沖縄振興計画に基づく事業とし定められた対象施設の種類により、下記の①、②のように補助率の嵩上げあり。）。

- ① 障害児入所施設のうち、主として、知的障害のある児童を入所させる施設の場合  
補助率 5／6（国 4／6、県 1／6）
- ② 障害児入所施設のうち、主として、重症心身障害児（児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させる施設の場合  
補助率 9／10（国 8／10、県 1／10）
- ③ 上記①、②以外の施設の場合  
補助率 3／4（国 2／4、県 1／4）

※ 上記の補助率は、今後変わる可能性があります。

### ウ 補助対象経費

8 (1) ウと同じ。

### エ 補助対象外経費

8 (1) エと同じ。

## 9 提出期限等

### (1) 提出期限

令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時 障害福祉課事業指導支援班必着  
提出期限を過ぎた書類の提出は受け付けない。

### (2) 提出書類

協議対象事業事前協議書及び添付書類 2 部

※ A 4 版フラットファイル自体に、文字の記入やシールの貼り付けは不要です。

※ 提出書類は、A 4 版フラットファイル（A 4、縦、片面印刷、左綴じ）に事業協議必要書類一覧の番号順に綴じ込み、項目毎に合紙を挟み込み、合紙に番号のインデックスを付けて下さい。

※ 図面等は A 4 版に折りたたんでください。

### (3) 提出方法及び提出先

#### ① 郵送の場合

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 事業指導支援班

#### ② 持参の場合

沖縄県本庁舎 3 階 生活福祉部障害福祉課 事業指導支援班

受付時間：平日午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時まで。

※ 持参の場合は、必ず日時を予約してください。（TEL：098-866-2190）

## 10 問い合わせ等

問い合わせの前に、回答一覧及び募集要項を必ず一読の上、お問い合わせください。

問い合わせ等は、電話や直接来課ではなく、質問票に記入の上、メールで送付いただきますようお願いいたします。質問票に対して、対応させていただきます。

問い合わせ等には、必ず法人代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画の内容を熟知している法人の職員がご対応ください。設計会社やコンサルティング会社の問い合わせ等は受け付けておりません。

なお、協議対象者は、障害福祉サービスの人員・設備・運営基準等を熟知したうえでの協議を前提としているため、基準等の自ら確認できる内容の質問は受け付けておりません。

### (1) 受付期間

事前協議受付開始日～令和7年5月2日（金）正午

※ 質問受付期間終了後の質問は受け付けない。

回答は、本 HP に随時掲載します。

### (2) 質問票送付先

aa029017@pref.okinawa.lg.jp

### (3) 質問票

社会福祉施設等整備費補助金に係る質問票

メール件名及び質問票エクセルファイル名には、「発出日【質問票】（事前協議の法人名）」を記入ください。

例：0420【質問票】（社会福祉法人沖縄）